

通告書

大阪市北区中之島 3 - 2 - 4

株式会社朝日新聞社

代表取締役 秋 山 耿 太 郎 殿

東京都港区虎ノ門 5 - 1 2 - 1 3 白井ビル 4 階

株式会社ウイルコ代理人

弁護士 内 藤 寿




電話 0 3 - 3 4 5 9 - 6 3 9 1

F A X 0 3 - 3 4 5 9 - 6 3 9 6

冠省 当職は株式会社ウイルコの代理人として、貴社に対し、貴社発行の朝日新聞・平成 2 1 年 2 月 2 8 日朝刊全国版・3 9 面の「封筒、実は巨大広告」との見出しで掲載された記事について、以下のとおり通告します。

さて、上記記事中には、「今回明らかになった手法について、ウイルコの関係者は『見た目も派手なカラー広告にして裏も表も見てもらえるように工夫した。もともと問題



のある広告なのだから『いいじゃないか』とできる限り多くの広告を掲載できるよう裏技の裏技を駆使していた』と証言。脱法行為と認識していたことを明かにしている。」との記載があります。

上記の記載部分は、株式会社ウイルコが不正行為と認識しながら、問題となっている郵便料金の免脱事件に関与したとの、事実と反する印象を読者に与えるものであり、極めて不適切なものです。

しかも、記事中に、封筒の広告については法的な制限がなかった旨記載しているにもかかわらず、「もともと問題のある広告」「裏技の裏技を駆使した」「脱法行為と認識していた」などと記載したことは、株式会社ウイルコに対する根拠のない中傷以外の何物でもありません。

また、上記記事では、封筒に広告が印刷された封筒一体型DMが、低料第3種郵便物のために開発されたかのような表現になっていますが、同DMは、株式会社ウイルコがそれ以前から独自に開発して使用していたものであり、その点も読者に誤解を与えるものになっています。

これら貴社の不適切な記載は、「株式会社ウイルコの関係者の証言」というあいまいな表現を用いたことによって



許容されることはではありません。

よって、上記記事中の上記の記載部分については、不適切な記事であり、株式会社ウイルコが違法行為を行ったかのような誤解を読者に与えるものであった旨の、訂正記事を直ちに掲載するよう求めます。

匆々

この郵便物は平成21年3月2日第77236号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

